

令和3年度 伊方町奨学生募集要項

～ 高校・大学等に進学又は在学している皆さんへ～

伊方町教育委員会

1 目的

優秀な生徒又は学生であって、経済的な理由により修学困難な学生又は生徒に対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的として奨学金制度を実施しています。

2 出願資格

出願資格者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 令和3年4月に学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、大学、専修学校に進学を希望する者及び在学する者に限る。
- (2) 人物、学業ともにすぐれ、健康であり、かつ、学資金の負担が困難であると認められる者であること。
- (3) 保護者又はこれに準ずる家族（成人者に限る。）が伊方町内に居住する者であること。
- (4) 保護者又はこれに準ずる家族につき、町税（保育料・給食費・水道料・住宅料）等の町に納付すべき徴収金に滞納がないこと。
- (5) 採用決定後、以下の要件の満たす連帯保証人を確保できる見込みがある者であること。
 - ① 奨学生の保護者又はこれに準ずる者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 伊方町内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、町に納付すべき町民税等の徴収金に滞納がないこと。
 - ② ①の連帯保証人の世帯員以外の者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 伊方町内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、町民税の所得割を賦課され、かつ、これを滞納していないこと。
 - ③ ①、②の連帯保証人の年齢については、奨学金の償還終了時の年齢が80歳以下であること。なお、採用決定時の年齢は概ね以下のとおりであり、償還期間は9（2）とする。

高校・大学奨学生の場合 上限 概ね 60歳

短大・専修学校奨学生の場合 上限 概ね 65歳

※ 採用決定後、連帯保証人の納税証明書等の提出を求める場合があります。

3 募集人員

伊方町奨学資金貸付基金の資金の範囲内となります。

4 貸与月額

高校奨学生	20,000円
高専奨学生	35,000円
大学奨学生	45,000円
専修学校奨学生（専門課程）	35,000円
専修学校奨学生（高等課程）	20,000円

5 貸与期間

令和3年4月から、進学校の正規の修業期間です。

6 出願手続

「伊方町奨学生願書」に必要な事項を記入し、世帯全員（15歳未満の者及び就学者は除く。）分の「令和元年分の町県民税公課所得証明書」を添えて在学する学校（出身学校）へ提出してください。

学校長が「伊方町奨学生推薦調書」を作成して、願書等とともに教育委員会へ提出します。

※ 出願用紙（伊方町奨学生願書）は、町内の各中学校、三崎高校、川之石高校、八幡浜工業高校、八幡浜高校及び町教育委員会にあります。

7 提出期限

在学する学校（出身学校）が指示する出願期限までに提出してください。

学校から教育委員会への提出期限 令和2年12月15日（火）

8 採用の決定

(1) 伊方町奨学資金選考委員会の選考を経て、採用候補者を決定し通知します。

(2) 採用候補者に決定後、進学（進級）したときは、令和3年4月20日（火）までに「進学（進級）届」を教育委員会へ提出してください。採用の決定は5月中旬頃に通知します。

9 奨学金の返還

(1) 返還の義務

奨学金は、卒業後必ず返還していただきますが、この返還義務以外の付帯義務は一切なく、卒業後、就職、進学、その他についても制限はありません。

返還は、貸与が終了して6ヶ月を経た後、年賦（11月中に通知発送）の方法により、15年以内で（2）償還期間等の教育委員会が定める期間内に返還していただきます。貸与金に利息はつきません。

(2) 償還期間等

区分	貸与期間	償還期間	合計	貸与額総額	平均的な償還計画	
					10年で償還	15年で償還
高校奨学生	3年	15年以内	18年	720,000円	72,000円/年	48,000円/年
専修学校奨学生	2年	10年以内	12年	840,000円	84,000円/年	
短大奨学生	2年	10年以内	12年	1,080,000円	108,000円/年	
大学奨学生	4年	15年以内	19年	2,160,000円	216,000円/年	144,000円/年

(3) 返還猶予

次の要件に該当する場合は、一定期間猶予されます。

ア. 卒業後、上級学校に進学したとき。

イ. 卒業後、災害、障害その他やむを得ない理由により返還が困難になったとき。

(4) 返還免除

奨学生であった者が、死亡又は重度の障害のため返還できないときは、願い出により、その後返還すべき額の全部又は一部の返還が免除されることがあります。

(5) 返還遅滞による延滞金

奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しないときは、返還金とは別に定められた延滞利息を支払わなければならなくなります。

10 他の奨学資金との関係

伊方町奨学生は、日本学生支援機構（旧日本育英会）、その他類似の奨学資金を併せて受けることができます。